



平成20年10月1日 (4号)

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 老人施設部会
TEL 06-6762-9001
FAX 06-6768-2426

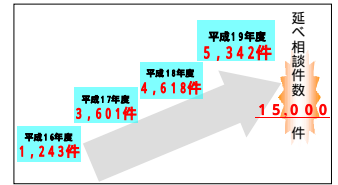
大阪府社会福祉協議会 老人施設部会では制度の狭間に埋もれ既存セーフティネットからこぼれ落ちてしまった人々を援助する社会貢献事業を推進し、地域の関係諸機関への事業周知も進んでまいりました。実施から4年が経過し、問題は高齢者問題に留まらず、低所得問題、母子・寡婦問題、社会的孤立、虐待など多岐にわたり、課題の多様さ、深刻さが浮き彫りになってきました。そこで、この4年間の成果及び課題について報告します

課題解決のパートナー

社会貢献事業は、平成16年度より老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス計

- アウトリーチ
課題の発見
ネットワーク
課題解決のパートナー
福祉性・専門性
自由・柔軟性
解決手段を持った活動

CSWあるべき姿



社会貢献支援員 相談件数の推移

Table with 2 columns: Year, Number of cases. Data: 2014 (1,243), 2017 (3,601), 2018 (4,618), 2019 (5,342).

社会貢献事業の紹介経路

実施から4年が経過し、事業の実践と共に、社会貢献事業パブリックやポスター、報告書や「福祉おおさか」などの広報PRにより、地域の関係諸機関への事業周知も進み、その結果、社会貢献事業の「総合生活相談機能」としての役割が各専門機関に理解されました。結果、表の通り、平成19年度の経済的援助の紹介経路は「行政」や「市区町村社協」

度やサービス)では利用要件が合わなかったり幅が広く、適用までに時間がかかる、問題を把握しても業務範囲から外れてしまつたといった場合に社会貢献事業に多く相談が寄せられているようす。複合的な課題を抱えた要援護者は地域で孤立している場合が多いので、社会貢献事業では少しでも問題を把握された場合は訪問相談を繰り返す、といった積極的なアプローチをとるようにつなげています。

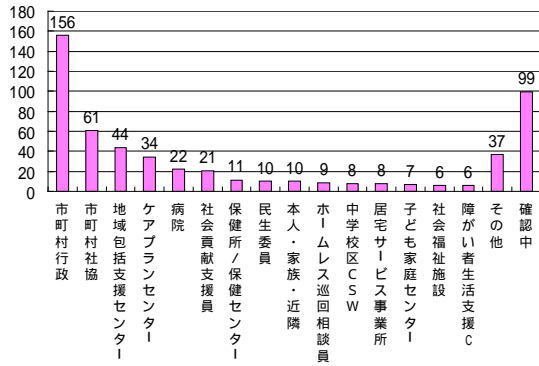
社会貢献事業 新たな公を担う社会福祉法人
4年間の成果と実績

新しい公共を担う社会福祉法人

介護保険制度が始まり、措置から契約に変わり、多様な経営主体の参入が認められ、イコノミフッティング論が出てきた現在、社会福祉法人は目に見えるかたちで公益活動に取り組む必要があります。

「市区町村社協」・「中学校区CSW」など多岐にわたる関係機関からの紹介が行政から、高齢福祉担当課を始め、障がい福祉担当課、児童福祉担当課、生活保護担当課、生活資金貸付担当課等々、各部署から多岐にわたる相談が寄せられています。いずれの場合も、それぞれの機関、団体で対応できる社会資源(制

表 平成19年度経済的援助事例の紹介経路



持つ専門的相談機能を活用、きめ細やかなサポートを実現しています。また、行政等の専門相談窓口等と連携し、要援護者の自立生活を旨とする大きな役割を果たしています。今後は社会貢献事業の活動、多分野に及ぶネットワーク化の促進を通じて、地域だけで、行政だけでも解決し得なかつた課題の解決に向けた取り組みを行っていきます。

経済的援助の特徴

社会貢献事業における経済的援助は、各老人福祉施設からの拠出金(4年間で約2億9千万円)を原資とし、必要に応じて援助しています。この社会貢献

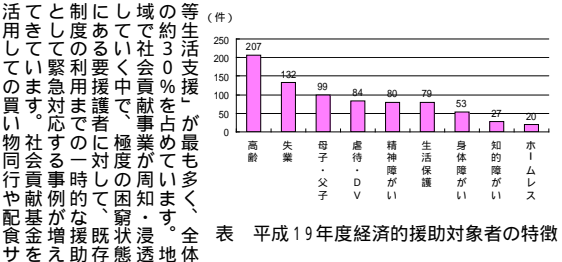


表 平成19年度経済的援助対象者の特徴

社会貢献事業 今後の課題

多重債務、就労や精神障がい、母子・寡婦等に関する課題が集中し、事例は困難を極めていますが、まさに現代の貧困問題、社会的排除問題の一端を表していると言えます。これらは単に何

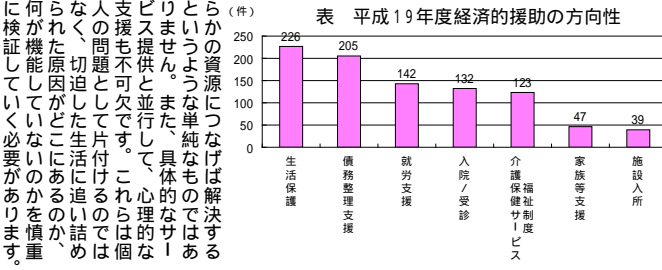


表 平成19年度経済的援助の方向性

らかの資源にすぎなければ解決するといふような単純なものではありません。また、具体的なサービス提供と並行して、心理的な支援も不可欠です。これらは個人の問題として片付けるのではなく、切迫した生活に追い詰められた原因がどこにあるのか、何が機能していないのかを慎重に検証していく必要があります。

社会貢献推進室 (担当: 石田、堤添)
TEL: 06-6762-9488
FAX: 06-6762-9472
施設福祉部 (担当: 吉川、梅木)
TEL: 06-6762-9001
FAX: 06-6768-2426
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター内

コミュニティソーシャルワーカー研修会
1日目: 11月20日(水)
2日目: 12月1日(月)
(両日とも新梅田研修センター)
<内容>
地域の様々な社会資源とその活用方法、生活保護をはじめとした既存制度のしくみとつなぎ、相談援助にあたる際の基本的知識と技術、また人権と権利擁護に関して必要な知識と視点についての講義です。

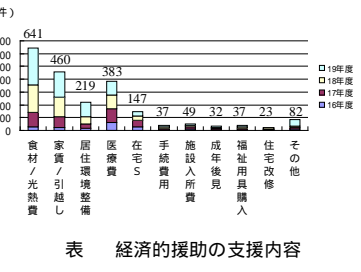


表 経済的援助の支援内容